

平成 21 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 鉄 人 化 計 画  
代表者名 代表取締役社長 日 野 洋 一  
(コード番号 2404 東証マザーズ)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 浦 野 敏 男  
(TEL : 03-5773-9184)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 21 年 11 月 26 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 提案する理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）において事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
  - ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますが、あらためて現行定款第 7 条（株券の発行）を削除するものであります。
  - ② 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第 8 条（株主名簿管理人）を修正し、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) その他、条数の繰上げ、文言の修正や加除等の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (条文省略)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～16. (条文省略) (新 設)  (新 設)  (新 設)</p> <p><u>17. 前各号に附帯関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～16. (現行どおり)</p> <p><u>17. 食料品、弁当、惣菜調理食品の製造および販売ならびに宅配</u></p> <p><u>18. 加工調理品の製造および販売ならびに宅配</u></p> <p><u>19. 前各号におけるビジネスのプロデュース、ビジネスモデルの企画、設計、立ち上げ支援ならびにマネジメント業務</u></p> <p><u>20. 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第11条～第48条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての<u>手続等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第10条～第47条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>前二条および本条の規定は、平成21年1月6日から起算して1年を経過した時をもって削除する。</u></p>

以 上